

# 道路上に乗り入れ(段差解消)ブロック等を 設置しないでください

車庫や駐車場などの出入口の前に、「乗り入れブロック」・「鉄板」・「プラスチック製のステップ」等を道路上に置かれているのを多く見かけます。

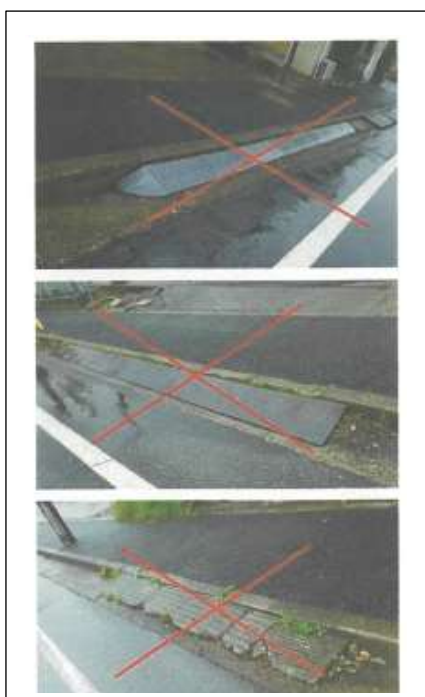
これらの行為は、**道路法に違反するため禁止**されており、歩行者や自転車、バイクの転倒事故の原因となり**大変危険**です。このような事故が発生した場合には、設置した人の責任が及ぶ場合もあります

また、雨天時には、道路上の水の流れを妨げたり、道路冠水の発生原因になることもあります。

道路を利用するみなさんが安心・安全に通行できるよう、**道路に設置した人が撤去**するようお願いいたします。

なお、段差を解消したい場合には、道路法第24条に基づく手続きにより、道路の歩道部やL形側溝などの切り下げ工事を自己負担（承認申請）で行っていただくことになります。道路の適正な使用と安全確保に、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

《違反行為》



《切り下げ工事後》

